

水俣病新認定  
患者補償問題

# 中公審、調停委を設置

## 双方の申請を受理

委員長に  
五十嵐氏 来年一月に初会合

中央公害審査委員会（小沢文雄委員長）は、二十八日午前十時半から総理府内の同委で臨時会合を開き、水俣病新認定患者の補償問題に関するチツソおよび患者側双方から提出された調停申請について検討し、申請の受理を決定、調停委員会を発足させた。調停委員には五十嵐晴明、田中康民両中公審常動委員と金沢良雄同非常動委員（東大名誉教授）が指名され、互選によって五十嵐委員長が委員長をつとめることになった。初会合は来年一月に開く。



五十嵐晴明氏

停申請の「中身」を検討する「土俵づくり」と説明している。

同日受理された調停申請は、チツソが二十三日付で出した第二次新認定患者二十九人を対象とした申請と、患者側三十人（第二次新認定六人、第一次二十四人）が二十四日付で出した申請の二つ。さらにチツソが十一月二十四日付で第一次新認定患者十八人を対象にして出した申請も、保留

処分のみ、その取り扱いはこの日発足の調停委にゆだねられた。この結果調停申請に加わっていない残り十七人の患者の問題も含めて三通りの調停申請が検討されることになった。（東京支社）

調停委員がそのまま調停乗り出しということではなく、この調停委で調停を進めるかあるいは却下ないし保留とかなど検討される。中公審事務局ではこれを調